

公益財団法人三重県国際交流財団(MIEF)への後援申込に関する要領

1 対象団体

後援の申込ができる団体は、次のとおりです。

- (1) 国、地方公共団体またはその関係機関
- (2) 国際交流団体（多文化共生・国際協力の取組を行う団体含む）
- (3) その他国際交流を目的とする公共的団体や実行委員会

2 対象事業

後援の対象となる事業は、次の項目全てに該当する事業とします。

- (1) 三重県の多文化共生社会づくり、国際交流または国際協力の推進に資すること
- (2) 三重県内で実施する事業であること
- (3) 主催者が責任をもって事業を実施する体制をとっていること

3 対象外事業

次の項目のいずれかに該当する事業は後援の対象外とします。

- (1) 営利目的または営利につながる事業
- (2) 宗教・政治活動を目的とする、または、それに利用される恐れのある事業
- (3) 特定の思想・信条の普及を目的とする、または、それに利用される恐れのある事業
- (4) その他、MIEF が後援を不相当と認めた事業

4 後援の取消

後援承諾後に、後援を行うことが不相当と認められる事態が発生した場合、後援を取り消すことがあります。この場合、後援申込者に損害が発生しても MIEF は責任を負いません。

5 後援の申込

後援の申し込みは、後援申込書（様式 1）及び申込書記載の添付書類を付して行ってください。

6 後援の承諾

後援の承諾は、後援承諾書（様式 2）の交付により行います。

7 事業実施報告

事業実施後 2 週間以内に事業実施報告書（様式 3）により事業実施報告を行ってください。